

溶接施工方法承認における継手種類の承認範囲に関する事項

改正規則

鋼船規則 M 編

改正事項

溶接施工方法承認における継手種類の承認範囲に関する事項

改正理由

溶接施工方法及びその施工要領の承認に関し、鋼船規則 M 編 4 章では、溶接施工要領書に記載の代表的な施工条件において引張試験や衝撃試験等の試験を行い、これに合格しなければならない旨規定している。

現行規則では、裏当てありの片面突合せ溶接継手にて試験を行い、これに合格した場合、裏掘りありの両面突合せ溶接継手及び裏掘りなしの両面突合せ溶接継手を承認範囲に含めることが可能な旨規定している。

しかしながら、裏掘りなしの両面突合せ溶接継手においては、当該継手の品質を適切に確保する上で、特に片面第一層目の溶接において欠陥を生じさせないことが非常に重要である。このため、IACS において、裏当てありの片面突合せ溶接継手の承認範囲に裏掘りなしの両面突合せ溶接継手を含めることについては別途見直す必要があるのではないかとの提案がなされた。

IACS における検討の結果、裏掘りなしの両面突合せ溶接継手の健全性をより確実なものとするため、裏当てありの片面突合せ溶接継手の承認範囲から裏掘りなしの両面突合せ溶接継手を削除することが合意され、関連する統一規則 W28 が改正された。今般、同統一規則を取り入れるべく関連規定を改めた。

改正内容

溶接施工方法承認において、片面裏当てありで試験を行った場合の承認範囲から両面裏掘りなしの継手種類を除くよう改めた。